# 令和4年度佐々町立佐々中学校いじめ防止基本方針

#### 【佐々中学校いじめ防止基本方針の策定の目的】

・本校の基本方針は、学校教育目標「人との関わりの中で、より良く生きるために、粘り強く主体 的に行動できる生徒の育成」をめざし、いじめの問題への対策を全職員で進め、いじめの防止、い じめの早期発見、いじめへの対処、地域・家庭・関係機関との連携により実行的なものとするため、 いじめへの組織的な対応に関する具体的な内容等を明らかにするものである。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等(児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行な われているものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法

#### 【いじめの防止に向けて】

- ○「確かな学力」を育む教育の推進
- ○自己実現をめざす生徒指導の充実
- ○「健やかな体」を育む教育の推進
- ○保護者や地域との連携

- ○「豊かな心」を育む教育の推進
- ○自主・自立を育む特別活動の充実
- ○清潔で潤いのある教育環境づくり
- ○生徒理解等のための校内研修の充実

### いじめ対策委員会

#### 【定例いじめ対策委員会】

〈週1回生徒指導部会内〉

○いじめの認知及び対処について協議を行う。

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・学年代表・SC

#### 【緊急いじめ対策委員会】

- ○緊急に確認及び対処が必要な事案が発生した場合は、いじめが発生した場合の対処(3ページ)に則 り対処する。
- ※必要により次の専門家及び外部関係者の中から召還する

SC・SSW・警察・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・学校医・その他

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行う ことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるも のとする。

#### 【主な関係機関】

○民生・児童委員協議会

○佐々っ子応援団

○青少年健全育成会

○少年補導員

○佐々小学校

○口石小学校

○清峰高等学校

○東彼・北松福祉事務所○町役場住民福祉課

○町保健センター

○町社会福祉協議会

○長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター

○警察(スクールガード・リーダー・地域防犯リーダーを含む)

## ○いじめ問題への取組

いじめの防止

(学校及び学校の教職員の責務)第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた 道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒同士が互いに励まし合うことを重点におき、達成感や人間関係の深化が得られるような、行事を企画・実施する。
- ・保護者及び地域、関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が行う自治活動の支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を実施する。

#### いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、毎日の生活ノートの記述を確認するとともに、生徒に対する定期的な調査を毎月実施する。さらに、教育相談や個人面談を行い、生徒の内面に寄り添う。
- ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・職員間の情報伝達が円滑に行われるように、週1回の定例いじめ対策委員会を開催し組織的に対処する。
- ・毎月最終週には、いじめの認知数と対処の確認を行う。

## いじめに対する対処

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒 及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るために、必要があると認めるときには、保護者と連携を 図りつつ、教室以外の部屋で授業を行う。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有 するための必要な対応をする。

#### 重大事態発生時の取組

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、対応を協議する。
- ・当該事案に対処する緊急いじめ対策委員会を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査等を実施する。
- ・調査結果については、関係者の個人情報等に十分配慮しつつ、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、 適宜、必要な情報を提供する。

#### いじめの解消について

・いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。 (要件1) いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月以上、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいること。 (要件2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

# いじめが発生した場合の対処

## 情報のキャッチ

- ●いじめが疑われる言動を目撃
- ●生活ノート等から気になる記述 を発見
- ●毎日の「生活ノート」から発見
- ●養護教諭、同僚教師、S C などからの報告
- ●保護者、地域住民からの訴え、報 告
- ●当該生徒からの訴え
- ●周囲の生徒からの訴え、報告
- ※一人で判断せず、組織的に取り組 ます。
- ※解決に向けて、正確に事実確認を 行う。

## 6 生徒への指導・支援

- ●いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ●いじめた生徒には、いじめは人格を 傷つける行為であることを理解さ せ、自らの行為の責任を自覚させる とともに、不満やストレスがあって もいじめに向かわせない力を育む。
- ●いじめを見ていた生徒に対しては、 自分の問題として捉えさせるととも に、いじめを止めることはできなく ても、誰かに知らせる勇気を持つよ うに伝える。

## 1 生徒指導主事・管理職への報告

- ●危機管理(緊急事態)の意識を持つ。
- ●すべての情報が生徒指導主事を通して管理職に集まるように留意する。

## 2 緊急いじめ対策委員会(対応チームの編成)

●校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、当該学年職員、学年代表養 護教諭、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問、SC等、事案に応 じて編成

### 3 事実関係の把握

- ●聴き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。
- ●事実確認は、被害、加害、関係する生徒を個別に同時(待機を含む)に 行う。
  - ※被害者→関係する生徒→加害者の順で行うことが望ましい。
  - ※「事実確認」と「指導」は明確に区別する。
  - ※いじめられている生徒の立場に立って状況を捉える。
- ●聴き取った情報(発生日時、場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「生徒の心理」等を含む全体像を把握する。

### 4 対応方針の決定(いじめ対策委員会による決定)

- ●生徒の安全を最優先して、緊急度を確認する。
- ●いつ、誰が、どのように対応するのかを決め迅速に行う。(全職員への周知も)
  - ※「緊急な対応・対策(24時間以内)」と「長期的な対応・対策(見届け)」に分け、教職員の役割分担や今後の見通しについて検討する。

#### 5 保護者との連携

- ●担任を含む複数の教師で家庭訪問
- ●事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

#### 7 教育委員会との連携

- ●いじめを認知した場合は、月例報告で教頭が報告する。
- ●重大事案については、その都度教育委員会へ教頭が連絡する。

#### 8 関係機関との連携

●児童相談所、警察等

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

# ○いじめのチェックリスト ※学校の生活面でのチェックポイント

【学級の雰囲気】	【休み時間】
│□グループにしかわからないあだ名で特定の子どもの	□トイレなどに閉じこもりがちである。
ことを話している。	│□体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所
□特定の子どもが当番活動や係活動を何度も担当し、	からよく出ている。
役割交代が見られない。	□プロレスごっこなどでいつもやられ役になってい
□休み時間など、特定のグループが校内の特定の場所	る。
に集まる。	│□友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が
□ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気に	暗い。また薄笑いを浮かべている。
する雰囲気が感じられる。	│□特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室など
□特定の子どもがグループから離れて一人で行動する	にいることが多く、一人になりたがらない。
ようになる。	
	【掃除や諸活動】
【登校時や朝の会】	□一人でしていることが多い。(させられている?)
□早退、遅刻、欠席が目立つ。	│□掃除道具を投げつけられたり、追いかけまわされた
□表情が暗く、どことなく元気がない。	りしている。
□顔や体に傷やあざがある。	□いつも後片付けをさせられている。
	□特定の子どもの机を運ばない。
【授業時間】	
□一人で遅れて教室に入っていることが多い。	【学級活動や班・係活動】
□特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また無	│ □役員や選手などの選出のとき、特定の子どもの名前
視がある。	が冷やかしであがる。
□体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らな	│□学級内の問題が生じると、特定の子どもの名前がす
い (回る)。	ぐにあがる。
□一人で活動することが多い。	│ □班編成で最後まで所属が決まらない。活動中も一人
	でいる。
【放課後】	□席替えの後、机と机を離したがる。
│ □友達といるよりも教師と話したがる。(自分のことは	
語ろうとしない)	
□特定の友達と一緒に帰るが、なんとなく浮かない顔	
である。	

# ○年間活動計画(研修計画も含む)

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ防止基本方針の周知徹底 (職員会議・PTA総会・学校HP) 授業参観・懇談会 生徒指導部会 生活アンケート	10月	授業参観・懇談会 生徒指導部会 生活アンケート
5月	学校・警察連絡協議会 生徒指導部会 生活アンケート	11月	三者面談・教育相談 生徒指導部会 生活アンケート
6月	命を見つめる教育週間命の講話 生徒指導部会 生活アンケート	12月	人権集会 生徒指導部会 生活アンケート
7月	二者・三者面談 生徒指導部会 生活アンケート	1月	生徒指導部会 生活アンケート
8月	生徒指導部会 生活アンケート	2月	生徒指導部会 生活アンケート
9月	個人面談(夏季休業明け適宜) 生徒指導部会 生活アンケート	3月	生徒指導部会 生活アンケート 年間の反省・次年度の取組計画